

北九州都市計画道路の変更（北九州市決定）

1. 都市計画道路中、3・3・19号4号線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・19	4号線	門司区浜町	小倉北区清水四丁目	小倉北区砂津一丁目	約15,040m	地表式	4車線	25m	・J R 西日本山陽新幹線と立体交差 ・J R 九州日豊本線と立体交差 ・都市モノレール小倉線と立体交差 ・自動車専用道路と立体交差1箇所 ・幹線街路砂津長浜線と立体交差 ・幹線街路と平面交差22箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 別紙のとおり

北九州都市計画道路の変更（北九州市決定）

- 都市計画道路中、3・6・139号東鉄町小山田線を3・6・139号清田到津線に名称を改め、同路線ほか9路線を次のように変更する。
- 都市計画道路中、3・4・101号京良城小嶺線、3・4・102号上津役通り線、3・6・135号河内線を廃止する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・2・6	5号線	門司区 西海岸 一丁目	小倉南区 長尾一丁目	小倉南区 津田	約22,470m		4車線	36m		
	車線数の内訳		2車線			約 350m					
			4車線			約 22,120m					
	構造形式の内訳		門司区丸山 二丁目	門司区大字 大積	門司区丸山 二丁目	約460m	地下式		9m 12m	・ J R 西日本山陽新幹線と立体交差1箇所 ・ J R 九州日豊本線と立体交差 ・ J R 九州日田英彦山線と立体交差 ・ 田野浦臨港鉄道と平面交差 ・ 自動車専用道路と立体交差3箇所 ・ 幹線街路新町井ノ浦線と立体交差 ・ 幹線街路黒原飛行場線と立体交差 ・ 幹線街路曾根苅田線と立体交差 ・ 幹線街路と平面交差20箇所	
			小倉南区大 字横代	小倉南区大 字堀越	小倉南区大 字堀越	約630m	地下式		12×2m		
						約21,380m	地表式		15m～53m		
	3・2・10	9号線	小倉北区金 田一丁目	小倉南区長 行東二丁目	小倉北区木 町二丁目	約7,280m	地表式	4車線	30m	・ J R 九州日豊本線と立体交差 ・ 自動車専用道路と立体交差1箇所 ・ 幹線街路城野戸畑駅線と立体交差 ・ 幹線道路と平面交差9箇所	
	3・3・18	3号線	小倉北区中 津口一丁目	八幡西区美 吉野町	八幡東区大 蔵一丁目	約18,290m	地表式	4車線	25m	・ J R 西日本山陽新幹線と立体交差 ・ J R 九州鹿児島本線と立体交差 ・ J R 九州日豊本線と立体交差 ・ J R 九州筑豊本線と立体交差 ・ 筑豊電鉄と立体交差 ・ 都市モノレール小倉線と立体交差 ・ 自動車専用道路と立体交差3箇所 ・ 幹線街路割子川岩屋線と立体交差 ・ 自動車専用道路中央町陣原線と平面交差 ・ 幹線街路と平面交差40箇所	
	車線数の内訳		4車線			約14,150m					
			6車線			約 4,140m					
	3・2・61	11号線	八幡西区黒 崎三丁目	八幡西区大 字野面	八幡西区下 上津役四丁 目	約11,470m	地表式	4車線	30m	・ J R 西日本山陽新幹線と立体交差 ・ 自動車専用道路中央町陣原線と平面交差 ・ 自動車専用道路都市高速道路4号線と平面交差 ・ 自動車専用道路と立体交差4箇所 ・ 幹線街路と平面交差14箇所	
	3・4・89	春の町線	八幡東区春 の町五丁目	八幡東区大 谷一丁目	八幡東区天 神町	約 860m	地表式	4車線	18m	・ 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・1・122	八幡駅前線	八幡東区西 本町三丁目	八幡東区尾 倉二丁目	八幡東区西 本町四丁目	約 290m	地表式	6車線	50m	・ 幹線街路と平面交差2箇所	
	なお、八幡東区西本町二丁目及び三丁目地内に約7,800㎡の駅前広場を設ける。										
	3・5・124	藤田中間線	八幡西区紅 梅一丁目	八幡西区大 字永犬丸	八幡西区岸 の浦一丁目	約6,650m	地表式	2車線	15m	・ 筑豊電鉄と立体交差 ・ 幹線街路と平面交差7箇所	
	3・5・125	田町鳴水線	八幡西区藤 田三丁目	八幡西区東 鳴水一丁目	八幡西区神 原町	約 840m	地表式	2車線	15m	・ 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・3・132	荒生田山路線	八幡東区荒 生田二丁目	八幡東区山 路松尾町	八幡東区竹 下町	約1,430m	地表式	4車線	25m	・ 幹線街路と平面交差2箇所 ・ 自動車専用道路都市高速道路4号線と平面交差 ・ 自動車専用道路都市高速道路4号線と立体交差	
	3・6・139	清田到津線	八幡東区清 田二丁目	小倉北区上 到津四丁目	八幡東区松 尾町	約 1,390m	地表式	2車線	11m	・ 幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 別紙のとおり

都市計画の案の理由書(北九州市決定)

北九州都市計画道路を変更する理由

本市の都市計画は、旧 5 市の計画を引き継ぎ、合併後、昭和 42 年の全市的な見直しを行って策定したものが基本となっております。

その柱となったのが、昭和 40 年に策定された「北九州市長期総合計画」です。この計画では、産業経済の発展等から本市の将来人口は約 30 万人増の約 135 万人になると見込んでおり、進展する宅地開発への対応や近隣地域への交通の円滑化、広域的な都市間連携の強化を図ることとしておりました。

しかし、昭和 50 年代の約 107 万人をピークに人口が年々減少していること、厳しい財政状況のなかでより効率的かつ効果的な道路整備の推進が求められていることといった近年の社会経済状況の変化や、「まちなか重視」といったまちづくりの方向性の転換などに伴い、都市計画道路網の見直しが必要となりました。

このような情勢から、平成 13 年 7 月、北九州市都市計画審議会に「北九州市都市計画道路網のあり方」を諮問し、平成 14 年 12 月に北九州都市計画審議会から答申を受けました。その後、平成 15 年 6 月から平成 16 年 7 月にかけて検討委員会で議論を行い、平成 16 年 12 月、「都市計画道路網の見直し（再編素案）について」をまとめました。

今回はそのなかで、「早期に再編すべき地域」と位置づけられた北九州中央部の都市計画道路の変更を行うものです。

○3・3・19号 4号線

本路線は、北九州市門司区浜町を起点とし、同市八幡西区幸神三丁目を終点とする延長約 24,980m、幅員 25m の都市計画道路です。

本路線変更前の 3・3・19号 4号線は、門司、小倉、八幡を連絡する広域的な幹線道路として計画され、昭和42年の長期総合計画に基づく見直しの中で、現在のルートに変更された路線です。

都市計画決定後、平成元年度には、門司区清滝二丁目において、国道3号と国道199号を有機的にネットワークするために同時決定された 3・4・159号 清滝西海岸線の追加に伴い、一部区間の幅員を変更する都市計画決定を行っています。

平成8年度には、小倉北区砂津一丁目において、上記同様、国道3号と国道199号を有機的にネットワークするために同時決定された 3・4・179号 砂津長浜線の追加に伴い、一部区間の幅員を変更する都市計画決定を行っています。

今回変更に関しては、前述の「都市計画道路網の見直し（再編素案）」に基づ

き、将来交通量予測等を用いて検証を行ったところ、将来交通量に大きな伸びが期待できず、対象区間においては、都市高速道路 4 号線や国道 3 号、国道 3 号黒崎バイパス、市道中央桃園 1 号線など、既存の道路により都市計画道路のネットワークを代替することが十分可能であるため、小倉北区清水四丁目から八幡西区幸神三丁目までの一部区間を廃止します。

また、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

都市計画の案の理由書(北九州市決定)

北九州都市計画道路を変更する理由

本市の都市計画は、旧 5 市の計画を引き継ぎ、合併後、昭和 42 年の全市的な見直しを行って策定したものが基本となっております。

その柱となったのが、昭和 40 年に策定された「北九州市長期総合計画」です。この計画では、産業経済の発展等から本市の将来人口は約 30 万人増の約 135 万人になると見込んでおり、進展する宅地開発への対応や近隣地域への交通の円滑化、広域的な都市間連携の強化を図ることとしておりました。

しかし、昭和 50 年代の約 107 万人をピークに人口が年々減少していること、厳しい財政状況のなかでより効率的かつ効果的な道路整備の推進が求められていることといった近年の社会経済状況の変化や、「まちなか重視」といったまちづくりの方向性の転換などに伴い、都市計画道路網の見直しが必要となりました。

このような情勢から、平成 13 年 7 月、北九州市都市計画審議会に「北九州市都市計画道路網のあり方」を諮問し、平成 14 年 12 月に北九州都市計画審議会から答申を受けました。その後、平成 15 年 6 月から平成 16 年 7 月にかけて検討委員会で議論を行い、平成 16 年 12 月、「都市計画道路網の見直し（再編素案）について」をまとめました。

今回はそのなかで、「早期に再編すべき地域」と位置づけられた北九州中央部の都市計画道路の変更を行うものです。

○3・2・6号 5号線

本路線は、北九州市門司区西海岸一丁目を起点とし、同市八幡西区割子川一丁目を終点とする延長約 32,730m、幅員 36m の都市計画道路です。

本路線の一部区間は、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

○3・2・10号 9号線

本路線は、北九州市小倉北区金田一丁目を起点とし、同市小倉南区長行東二丁目を終点とする延長約 7,280m、幅員 30m の都市計画道路です。

本路線は、今回、同時に行う 3・2・6号 5号線の一部区間廃止に伴い、隅切り部の削除を行います。

○3・3・18号 3号線

本路線は、北九州市小倉北区中津口一丁目を起点とし、同市八幡西区美吉野町を終点とする延長約 18,290m、幅員 25m の都市計画道路です。

本路線は、今回、同時に行う3・6・135号河内線の廃止に伴い、隅切り部の削除を行います。

○3・2・61号 11号線

本路線は、北九州市八幡西区黒崎三丁目を起点とし、同区大字野面を終点とする延長約 11,470m、幅員 30m の都市計画道路です。

本路線は、今回、同時に行う3・2・6号5号線、3・3・19号4号線、3・4・101号京良城小嶺線、3・4・102号上津役通りの一部または全線廃止に伴い、隅切り部の削除を行います。

○3・4・89号 春の町線

本路線は、北九州市八幡東区春の町五丁目を起点とし、同市八幡東区神山町を終点とする延長約 1,110m、幅員 18m の都市計画道路です。

本路線は、今回、同時に行う3・3・19号4号線の変更に伴い、一部区間を廃止します。

また、現況の道路状況に合わせ、車線数を変更します。

○3・4・101号 京良城小嶺線

本路線は、北九州市八幡西区京良城町を起点とし、同区小嶺台一丁目を終点とする延長約 4,870m、幅員 16m の都市計画道路です。

本路線は、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

○3・4・102号 上津役通り線

本路線は、北九州市八幡西区上上津役三丁目を起点とし、同区上上津役五丁目を終点とする延長約 850m、幅員 16m の都市計画道路です。

本路線は、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

○3・5・122号 八幡駅前線⇒3・1・122号 八幡駅前線

本路線は、北九州市八幡東区西本町三丁目を起点とし、同区東台良町を終点とする延長約 930m、幅員 15m の都市計画道路です。

本路線の一部区間は、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

また、一部区間廃止に伴い、規模が変更になることから、路線番号を変更します。

さらに、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

○3・5・124号 藤田中間線

本路線は、北九州市八幡西区紅梅一丁目を起点とし、同区大字永犬丸を終点とする延長約 6,650m、幅員 15m の都市計画道路です。

本路線は、今回、同時に行う3・5・125号田町鳴水線の一部区間の廃止に伴い、隅切り部の削除を行います。

さらに、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

○3・5・125号 田町鳴水線

本路線は、北九州市八幡西区藤田三丁目を起点とし、同区東鳴水五丁目を終点とする延長約 1,420m、幅員 15m の都市計画道路です。

本路線の一部区間は、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

さらに、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

○3・3・132号 荒生田山路線

本路線は、北九州市八幡東区荒生田二丁目を起点とし、同区山路松尾町を終点とする延長約 1,430m、幅員 25m の都市計画道路です。

本路線は、今回、同時に行う3・6・139号東鉄町小山田線の一部区間の廃止に伴い、隅切り部の削除を行います。

さらに、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。

○3・6・135号 河内線

本路線は、北九州市八幡東区大蔵二丁目を起点とし、同区豊町を終点とする延長約 1,970m、幅員 8m の都市計画道路です。

本路線は、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

○3・6・139号 東鉄町小山田線⇒3・6・139号 清田到津線

本路線は、北九州市八幡東区荒生田一丁目を起点とし、同市小倉北区上到津四丁目を終点とする延長約 2,490m、幅員 11m の都市計画道路です。

本路線の一部区間は、既存道路により都市計画道路のネットワークを代替することが可能であるため、廃止します。

また、一部区間の廃止により、起点が変更になることから、名称を変更します。

さらに、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画に定める事項として「車線の数」が追加されたことに伴い、車線数の明示を行います。